

枠の詳細

Q 1. 商品〇〇を輸入したいのだが、どの枠の割当てを受ければいいのか。

A 1. 商品別に対応する枠は以下のとおりです。輸入発表の冒頭注意書き及び1.で確認をお願いします。

主な商品	詳細(関税分類)	枠
「干しのり」(乾のり) 「塊状ののり」 「原藻」	1212・21-1、1212・21-2 紙状に抄製した海草並びにそれ以外のあまのり及びあまのりを交えた海草	⇒「干しのり」枠
「無糖の味付けのり」 (韓国風味付けのり)	2106-90-2-(2)-E-(b) 無糖の味付けのり	⇒「無糖の味付けのり」枠
「焼きのり」 「加糖の味付けのり」 「佃煮」	2106-90-2-(2)-E のりの調製品(焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。)	⇒「のりの調製品」枠

なお、平成24年1月1日付けで関税低率表が改正された事に伴い、「干しのり」の関税分類番号が、従来の1212・20-1-(1)及び1212・20-1-(2)から、1212・21-1、1212・21-2に変更となりましたので、「干しのり」の申請を希望される方はご注意ください。

Q 2. 〇〇産の商品△△を輸入するには、どの割当てを受ける必要があるのか。

A 2. 原産地・商品別に対応する割当方法は以下のとおりです。

原産地	商品	割当方法
韓国	干しのり等	⇒「干しのり」枠の 商社割当てA 1 " 先着順割当て " 需要者割当て*
	無糖の味付けのり	⇒「無糖の味付けのり」枠の 商社割当てA 1 " 先着順割当て " 需要者割当て*
	焼きのり、加糖の味付けのり等	⇒「のりの調製品」枠の 商社割当てA 1 " 先着順割当て " 需要者割当て*
中国	干しのり等	⇒「干しのり」枠の 商社割当てA 2 " 先着順割当て " 需要者割当て*
	無糖の味付けのり	⇒「無糖の味付けのり」枠の 先着順割当て
	焼きのり、加糖の味付けのり等	⇒「のりの調製品」枠の 商社割当てA 2 " 先着順割当て " 需要者割当て*
その他	干しのり等	⇒「干しのり」枠の 先着順割当て
	無糖の味付けのり	⇒「無糖の味付けのり」枠の 先着順割当て
	焼きのり、加糖の味付けのり等	⇒「のりの調製品」枠の 商社割当てA 2 " 先着順割当て

* : 需要者割当てにおける運用予定

- Q 3. 本年、「干しのり」の輸入を行いたいが、どの割当てに申請できるのか。
 (昨年、〇〇割当てを受けたが、今年は何の割当てを受けられるのか。)
 (〇〇割当てを受けるためには、どういった資格が必要か。)
- A 3. 申請資格別に対応する割当方法は以下のとおりです。輸入発表の5.で確認をお願いします。特に以下の申請資格は“概要”しか記しておりませんので、必ず輸入発表をお読み下さい。
「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品」についても同様の考え方です。

	申請資格 (概要)	割当方法
割当を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度「干しのり」輸入発表の商社割当てA1及びA2保有者 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地が韓国の場合は⇒商社割当てA1 原産地が中国の場合は⇒商社割当てA2
	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度「干しのり」輸入発表の商社割当てA1及びA2保有者 	
	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度「干しのり」輸入発表の先着順割当て保有者 平成24年度「干しのり」輸入発表の先着順割当て保有者 	
	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度「干しのり」輸入発表の商社割当てA1及びA2保有者 	
新規者	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度「干しのり」輸入発表の商社割当てA1及びA2 (追加申請)、保有者 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地が韓国の場合は⇒商社割当てA1 (追加申請) 原産地が中国の場合は⇒商社割当てA2 (追加申請)
	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度「干しのり」輸入発表の商社割当てA1及びA2 (追加申請)、保有者 	
新規者	平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に、食料品を10万米ドル以上(申請受付2日目(平成25年2月26日)以降は平成24年2月1日から申請日前日までの期間に食料品の輸入通関実績があれば可とする。)輸入している。	⇒先着順割当て
	水産庁長官から発注限度内示書の発給を受けた者から発注を受けている。(※) ※ 入札会・商談会を通じて傘下の会員(加工業者、問屋等)に配分されています。なお、実際の貿易は通関代行商社が行っています。	⇒需要者割当て

Q 4. 「干しのり」と「無糖味付けのり」等複数の種類の割当てを受けることは可能なのか。

A 4. 可能です。それぞれ申請をして下さい。

Q 5. 申請数量の上限はどれくらいか。

A 5. ①商社割当て A 1 及び A 2 の申請数量の上限は、平成 2 4 年 2 月 1 日から平成 2 5 年 1 月 3 1 日までの輸入通関数量の総計です。ただし、申請数量が輸入割当て限度数量を超えた場合はあん分して割り当てます。

②商社割当ての追加申請の上限は 2 0 0 万枚です。

③需要者割当ての上限は発注書に記載の数量です。

④先着順割当ての上限は 2 0 万枚です。

Q 6. 商社割当て A 1 と A 2 の両方を申請することは可能なのか。

A 6. 可能です。A 1 と A 2 の申請数量の合計は、輸入通関数量（消化実績）が上限となります。（例：前年度輸入通関数量が 2 0 0 万枚の場合、A 1 を 1 2 0 万枚、A 2 を 8 0 万枚申請することが可能。）

ただし、追加申請については、一回の申請につきどちらか一方の割当てしか申請できません。